

生ごみ処理機等の購入費を補助します

町では、家庭から排出される生ごみを減量化または堆肥化する家庭用生ごみ処理機、及び生ごみから水分を分離することを目的とする水切りバケツの購入費に、補助金を交付します。

1 補助対象商品

種 類		補助期間	補 助 対象者	補助の 個数及び 基 数	補助金額	補助の要件	商品の 取扱店	申請の際の添付書類
新	家庭用 生ごみ 処理機	平成 23 年 4 月 1 日から 5 年間	世帯	1 基	購入経費の 2 分の 1(100円未満の端 数は切り捨て)た だし、30,000円を 限度とする。	町内で自ら使 用すること。	町内外の 電気店等	商品購入の領収書の 原本(日付、金額、 購入者名、販売者が 明記された領収印の あるもの)及び保証 書のコピー
新	水切り バケツ	平成 23 年 4 月 1 日から 5 年間	世帯	1 個	購入経費の 2 分の 1(100 円未満の端 数は切り捨て)た だし、2,000 円 を 限度とする。	町内で自ら使 用すること。	ホーム センター等	商品購入の領収書の 原本(日付、金額、 購入者名、販売者が 明記された領収印の あるもの)
継続	コンポ スト容 器	平成 20 年 4 月 1 日から 5 年間	世帯	2 基	購入経費の 2 分の 1(100 円未満の端 数は切り捨て)た だし、5,000 円 を 限度とする。	町内に設置す ること。自ら 使用すること。 取扱店から購 入すること。	鳥取いなば農 業協同組合 岩美支店 (5 年間保証付 のため)	購入する商品の見積 書

火災の発生に伴う 分別の徹底



3月7日(月)鳥取県東部環境ク
リーンセンター(不燃物処理施設)
において火災が発生しました。出
火原因は、カセットボンベやライ
ターのガス、ストーブの灯油等が
残っていたため発火し、ごみに燃
え移ったと推測されます。

不燃物処理施設が火災等で稼働
停止になりますと、住民生活に大
きな影響を与えます。

カセットボンベ、ライター、石
油ストーブなどを出されるときは、
もう一度、左記のことに注意して
出してください。

● 注意点

1 ガスや油類を使い切ってから
出してください。

2 スプレー缶類は、必ず穴を開
けて出してください。

(ただし、火の近くで開けないで
ください)

3 石油ストーブは、本体とタン
クの油を必ず抜き取ってから出
してください。

問い合わせ先

環境水道課

☎73-1567